

高石市教育委員会定例会会議録

(令和2年4月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和2年4月15日 午後4時00分
閉 会	令和2年4月15日 午後5時27分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 長 代 理 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こ ども 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教育総務課参事兼課長代理 : 石 橋 祐 之 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 報告第1号 職員の人事異動について

教育総務課長 学校教育課長	令和2年3月31日付、及び令和2年4月1日付の人事異動について、概略を説明。
木寄教育長	承認する。

・ 報告第2号 高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	本規則は、令和2年4月1日より大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴いまして、本市の規則を一部改正したものです。 改正内容については、新たに子育て部分休暇と不妊治療休暇を付け加えるものです。
--------	--

	<p>なお、本件については、大阪府教育長から令和2年3月27日付で通知があり、令和2年4月1日より施行されるということであるため、本市の教職員にも4月1日から適用可能とするため、教育長が臨時代理したものを報告するものです。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 社会教育委員会議の報告について

社会教育課長 兼公民館長	<p>令和元年度第3回社会教育委員会議について報告する。 令和2年3月18日午後2時00分から午後3時00分まで高石市役所正庁南会議室で開催した。 内容については、前回の第2回社会教育委員会議において松原市立図書館を見学した報告及び市民体育大会の活性化を図るべく、競技種目等について協議を行ったものです。</p>
西中委員	<p>体育大会終了後、連合自治会、各自治会から意見聴取を行いますか。</p>
社会教育課長 兼公民館長	<p>特に個々の自治会とは行っていないが、社会教育委員会議には自治会の代表も委員として出席されている。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第4号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	後援承認したものを報告。
木寄教育長	承認する。

・報告第5号 教育委員会関係諸行事等の報告について

教育総務課長	令和2年3月18日から令和2年4月14日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	承認する。

・その他教育長が必要と認めた事項

教育部長	<p>諮っていただきたいことと、それから報告と2つあります。 まず、報告ということで、この間の緊急事態宣言が出た後の市としての対応について説明します。 緊急事態宣言が4月7日に出て、同日の夕方に臨時の校長会を開き、今後の対応を協議しました。 その中で、4月8日からの始業式については、学年ごとの分散により行いました。4月8日から10日にかけて、中学校は各学年ごと、小学校については低・中・高の2学年に分け、その2学年も開始時刻をずらして、3密が生じないような形で実施をしました。もちろん、児童も教員もマスク着用の形で感染防止の観点を踏まえて、中学校は3中学とも教室には入らず運動場で、小学校については、体育館で話をした後分散して教室のほうで簡単に説明をしました。登校日を設ける予定でしたが、中止になりましたので、今後の学習課題、あるいは担任発表とクラス発表と教科書の配付を中心に行いました。再開予定は5月7日となっています。 続いて、幼稚園は、3月2日からの臨時休業要請の間も開園していましたが、今回の緊急事態宣言というのは、外出自粛の要請が含まれていますので、加茂幼稚園は臨時休業としました。4月8日の始業式は、感染防止の対策を講じて行いました。</p>
------	--

	<p>それから、幼稚園については、曜日を決めて園庭の開放をして、園の中で遊具で遊ぶことについては、今は認めています。加えて、預かり保育についても実施をしていますが、参加の人数については、かなり少ないというふうには聞いています。当然、預かりについても、家庭には協力をいただいています。</p> <p>続いて、認定こども園・保育所関係ですが、まず綾園保育所については、通常どおりの開園をしています。これも緊急事態宣言を踏まえて、家庭で子供を見ることが可能な場合は、保育所に預けることを控えてほしいという自粛要請をお願いし、通常の保育人数からは減っていると聞いています。</p> <p>それから、私立認定こども園についても同様に、幼稚園部門については休園、保育園の関係については、自粛要請をお願いしながら通常の保育を実施しています。</p> <p>次に、松の実園は臨時休園をしていますが、親のストレスや子供が園で遊ぶということで園庭開放については実施をしています。</p> <p>市内の子育てセンターについては、来所相談を休所していますが、電話相談は実施しています。</p> <p>あおぞら児童会については、これも3月2日の臨時休業からは、午前中から休業期間中と同じ形で、さらに入会希望の方は特列入会も認めて実施をしていました。しかしながら、指導員の負担もありますので、4月7日以降については、学校の教職員の協力も得ながら、午前中は学校の教員が預かり登校という形で子供を預かり、弁当を食べた後、午後からはあおぞら児童会に引き継ぐという形で、実施をしています。これについても、通常4月の入会数が7小学校で800人ほどいますが、現在は自粛の要請をお願いした結果、通常より200人ほど減っていると聞いています。実際には、今日も児童会、あるいは預かり登校のほう、学校のほう見てきたんですけども、大体各学校で10人から20人ぐらい減っていると聞きました。それに加えて、大阪府の外出・休業要請も出てますので、さらに家での自粛要請を学校のほうからもお願いしています。</p> <p>以上が、学校関係の施設です。</p> <p>続いて、社会教育関係の施設ですが、緊急事態宣言を機に体育館は休館、公民館も休館、それからアプラも休館という形で、図書館については、開館ではないけれども、ネットの予約貸出し、電話の貸出し、これについては入り口のほうで貸出し業務だけはやっているという状況です。</p> <p>それからHUGOODも休館しています。施設関係については、おおむねこういう形で休館していることを報告します。</p> <p>それから、学校の教職員についても、本日、学校のほうには在宅勤務の取扱いについての通知をしました。学校での仕事を在宅勤務の形で家でもできる可能なものは在宅で仕事するという形での7時間45分勤務しなさいというようになっています。加えて電車通勤をしている者については、臨時に車通勤を認めている。それから通勤緩和のため、時差通勤も可能となっています。</p> <p>以上がコロナの感染に関する報告です。</p>
西中委員	<p>3点伺います。1つは、家庭学習への対応です。学期末で休みになったとき、短時間ですばらしい問題集を作られ、私、あの内容を見てびっくりしたんですけども、非常に充実した問題集を配られて、子供たちに学習をさせるということです。ところが、今度、長期になって、しかも突然ということで、かなり子供たちの家庭環境によって</p>

	<p>は、学習の状況が変わってきて、また、学力にかなり差がつくのではないかということをお心配している保護者はおられるわけで、その点、この長期間の休業に対する子供たちの学習面での対策、それをどんなふうに行っているのかということが1点、それから2点目は、子供たち、かなり家庭でおいなさいということで、非常に中でいろいろじっとすることはなかなか難しいので、よく外で、公園なんかで遊んでるんですが、幼稚園の開放はやっているようなんですが、小学校の校庭の開放は考えておられないのかどうか。</p> <p>それから、最後に3点目は、かなり先生方の勤務を弾力的にいろいろしているようで、非常に結構なことだと思うんですが、テレビ会議とかいろいろITを使った直接学校に来ないで会議ができるとか、あるいは子供たちに授業が提供できるとかいろいろあるんですが、そういう面の何か試みとかありますか。その3点、お願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>1点目の家庭学習の指示ですけれども、学校の始業式を中止するという要請が府からも来てましたが、本市は、その要請の前日に始業式については分散でも行うことを決めていました。その大きな理由は、学習の課題の提示等をやはり学校は行いたいという意図があり、3月からの臨時休業からも修了式をせずにそのまま春休みに突入したので、子供の健康確認の場も踏まえて実施をして、始業式の中で休業期間中の課題等の掲示を各学校が実施したかったからです。問題集を配布し、学習するようという指示もあれば補充のプリントを配っている学校もありました。それを確認する意味で、週1回の登校日を設ける予定でしたが、府の要請に従って、当面の間中止としています。ただ、5月7日が再開予定ですので、それまでに、とにかく再開をすること、延長でまた休業するのかなということをお子供に連絡も必要ですので、再度休業期間が終わる5月1日、またはその前日の4月30日には、今のところ登校日を入れる予定で子供たちを通じて保護者にも連絡をしている学校が幾つかあります。当然、延長になれば中止になる場合もありますが、あらかじめ連絡をして、今、予定があることだけは伝えています。</p> <p>それから、延長になった場合の授業の進捗についても、これは後で議論してもらいますが、学習の補充は、4月の休業期間が16日ありますので、この16日間を夏休みの間に授業を入れて、回復措置を考えていますが、ご意見をいただけたらと思います。</p> <p>その後の休業については、通常の再開をした後の中で、徐々に授業時間を増やすなりしながら補っていくしかありません。これ以上夏休みを縮めることも、子供たちにも負担がかかるのではないかなとも考えていますので、このあたりも、ご意見をいただけたらと思います。</p> <p>あと、先ほどのテレビ会議の3つ目の話と重なるんですけれども、今、教育総務課と学校教育課が中心となって、ネットを使った授業ができないかというところを探っています。ただ、動作環境が家庭にない家庭もありますので、インターネットの調査も入れながら、少し時間はかかりますが、できるだけ授業が再開できないことを想定しながら、事務局では準備を進めています。そういった中で、教員の協力も要るかと思います。他市ではユーチューブを配信している学校もありますが、我々の指導主事8名ほどではできない部分がありますので、各学校から代表の教員を活用しながら、そういう動画配信ができないかと模索しているところです。</p> <p>校庭開放については、これはやはり外出自粛が出てるので、幼稚園は、一般の公園の代わりということも踏まえて遊具を使ったりとかし</p>

	<p>ているけれども、小学校や中学校については、開放となればやはり学校に子どもが殺到し、3密のいろんな要素が出てくるので、今のところは開放する予定はありません。あくまでも、感染防止の観点で臨時休業していることで学校のほうでも、子供たちにはできるだけ我慢して家から出ないような指導を、始業式に校長先生は話していました。</p> <p>テレビ会議等については、家庭とネットワークの環境というのがまだ十分ではないので、当然、今年の夏、工事するGIGAスクールの高容量のLANケーブルの工事とネットのサーバー等の整備が進めば、将来的には可能かと思いますが、やはりこれも教員のほうも家のパソコン等を活用するとかになるので、在宅との間でのテレビ会議等を行う予定はありません。</p>
西中委員	先生方でパソコンを家庭で持っていない方もいますか。
教育部長	今、タブレット、スマートフォンが主流になっていると思うので、例えばデスクトップとかノートパソコンを全員が持っているとは限らない。まだ調査をかけてないですが、今回の在宅についても使用できる条件のパソコンがあることを前提に家のパソコンを使っても構わないという許可が出てます。その条件がそろっていない場合は、家のパソコンを使うことは認めないという府の指示です。それに基づいて、職員に在宅勤務を認める交渉はしている段階です。
西中委員	校長から各教職員にネットを通して何か情報を指示・伝えるということは、現状ではできないのですか。
教育部長	指示は、メールでできます。今回も在宅勤務については、出張扱いになっているので、勤務時間の開始の8時半と終了時刻の5時には、メール等の連絡を必ず入れることが条件です。電話よりも家のパソコンから学校へメールを送るといったやり方で行います。よって、メールを飛ばす等については、普段でもできています。
西村委員	どうしても在宅期間が長くなって、例えばDVだとか児童虐待だとか増えるんじゃないかという懸念も出ているんですけども、休業中、学校の教員の先生方が生徒とか児童にどういうふうに接触してもらえるのか。
学校教育課長	<p>3月2日、急に休業になり、その前日の登校日の2月28日にクラス単位、学年単位で今後の指示をしました。ただ、それ以降、教職員は休校に際し、学習の提示であったりとか、それを渡す、回収する、また子供たちの健康確認をする等で、家庭訪問等全力で取り組んでいます。</p> <p>また、この4月に入っても継続になったことで、一旦始業式を挟みましたが、それ以降も各学校において家庭訪問等を続けており、その中で特に配慮が必要な家庭とか、支援教育等の支援が必要な子供たちについては、教職員のほうも重視して、確認等しているところです。</p> <p>先ほど、教育研究センターのほうでの相談業務を継続している話をしましたけれども、学校におけるスクール・カウンセリングについても、継続をして、なるべくそういった不安等、ニーズに対して応えていって、そういった家庭に配慮してやっていきたいと考えています。</p>
吉村委員	西村先生言われたように、今、ずっとお話し聞いてたら、やっぱり兄弟おるところは、もう兄弟げんかが増えるとか、親がやっぱりいらすることが多いというお話、やっぱりよく聞くんですよ。これは、あと2週間でゴールデンウィークへ取りあえず入りますので、今、無理に働いている方も休みに入ると緩和されると思うんですけども、それが5月以降に続くとなったら、やはり非常に問題が出てくると思うのと、4月7日に出た文科省からのガイドラインで空き教室

	<p>等を使って、有料でもいいから貸して、そういう通所施設使ってもいいという通達がたしか出てたと思うんですけども、だから、今、一番やっぱり困ってはるのが、やはり多動障害であるとか、そういう神経症の子とはまた違うので、そういう放課後通所施設ができない状態で、どうしてもそういうところは割と部屋狭いんですよ。だから、そういうところがやっぱり必要になってくると思うので、もし長期間になる場合は、学校の教室を開放して、そういう光熱費とかも有料でとったらいと思いますので、その辺も、一応ぼちぼち検討していかないといけないのではないかと。だから、あるとしたら、そういう学校施設の有効利用ということやと思いますので、その辺をやはり放課後支援施設については考えていただけたらええかなと思います。</p> <p>それと、もう一つは、やはりこのガイドラインにも書いてあるように、子供たちの間ではあまりクラスターは発生してないようであるという記載もありますので、ということは、やはり20から50代の大人がクラスター起こすと、集団感染起こすリスクが高いということなので、子供たちにうつされるという意識を捨てて、私たちがうつすという意識を持って、気遣いというのを教えて、道徳も始まりましたし、人にうつさない気遣いが大切であるというのを子供たちにも十分伝えていただいて、そういうふうな指導もよろしくお願いします。これは意見です。</p>
佐野委員	<p>あおぞら児童会、800名在席されてて、学校で10名から20名減っているということですけども、今、先生おっしゃったように、報道でもありましたけれども、学童とかあおぞらさんの中ではクラスターが起こっていないというのは、日本の中ではあるんですけども、10名、20名減っていても、クラスの中ではかなりの人数が来てるんですよ。そういう子供たちは、今現在どういうふうに暮らしているのか、また午前中、小学校の先生方、非常にご尽力いただいてこういうふうに運営していただいているんですけども、それもとともありがたいことです。</p> <p>いま1点は、子供たちの、あおぞらさんの実態、もう一点は先生方におんぶにだっこという形ではなくて、先生方も7割、8割出勤しないというこの国の方針に従って、在宅勤務等、また職免等も上手に使って学校に本当に人がいないような状況を作らないといけないと思いますので、その辺、ちょっと気にかかりますので、お願いします。</p>
こども家庭課長	<p>あおぞら児童会の現在の状況なんですけれども、昨日、実際にあおぞら児童会のほうにお越しになっているお子さんの数とかも報告受けましたけれども、全体で300名ほどに、今、減ってきています。ただ、学校によって、先ほど細越部長が発言したように、かなり差があります。多いところでは、まだ60名ほどおりますし、少ない学校では20名程度になっている学校もあります。</p> <p>ご利用の自粛については、非常事態宣言が出てから、再度認定こども園、保育所の担当とも内容を合わせまして、テレワークですね、ご自宅在宅ワークができる方ですとか、あと、今回の非常事態宣言で休業が決定した方の自宅でお子さんを見られる方については、極力登会の自粛をお願いしたいということで、また改めて文書を、通知のほうを差し上げたところ、それで100名ほど協力いただき、現在300名ほどというところになっています。</p> <p>これで、全体の4割程度になっておりますので、現在利用いただいている家庭としては、例えば、医療関係者の方ですとか、社会のエssenシャルワークといいますか、警察ですとか、あと鉄道関係の方、</p>

	<p>あと介護事業者の方、そういった、今、実際に社会を回すには仕事を続けていかなければいけない方の家庭の子どもに限られてきているのかなというふうに考えています。</p> <p>あと、午前中は小学校の先生の協力を得まして、預かり登校という形でさせていただいた後、あおぞら児童会のほうに引き継いでいる形ではありますが、引き続きあおぞら児童会の教室を含めて空き教室など利用して、窓もなるべく両方向開けて風を通すようにしたりですとか、子供さんも、本当は子供たち集まって遊びたいと思うんですけども、なるべく机を離して、トランプなどの少人数で遊べるものに誘導してくれたりですとか、指導員がそういう一人遊び、なるべく離れて遊べるような遊び方をいろいろ考えて、工夫して、固まらないようにいろいろ考えて、子供たちと過ごしてもらっています。</p> <p>あと、お天気のいい日は、そろそろ暖かくなってきましたので、運動場で小学校の先生と一緒に遊んでくれたり、サッカーしたり、ドッジボールしたりとか、そういった形で体も動かしたりして、少しでもストレスたまらないような過ごし方をみんなで力を合わせて考えてくれているという状況です。</p>
学校教育課長	<p>教職員の在宅勤務の奨励については、今回の緊急事態宣言以降、今週、府からも要請を受けていました。先ほど話があったように、あおぞら児童会は、入会していても自粛の要請をこども家庭課でしています。また、今回の休業要請とそして今日各学校のほうに発送させていただきました在宅勤務の通知等踏まえて、小学校の校長が自主的に校長会を開かれ、相談の場を設けていました。学校教育課としても、できるだけ在宅勤務を取るような体制をとろうかということで進めています。</p>
佐野委員	<p>前、学校でしかパソコンで仕事ができないという状況がありましたけれども、その辺も緩和してるということですね。</p>
学校教育課長	<p>委員のいうとおりで、先ほど教育部長のほうから話しありましたけれども、メールを活用するようなどころについては、そういったものを活用すれば自宅でも勤務ができるような方向で考えていただいています。また、本市の情報セキュリティポリシーがありますので、従来からやっている部分と今回できる部分を考えて実施しています。</p>
西中委員	<p>4月から赴任している新任教員は何人かおられるんですね。何か特別な対応、全く分かん学校決まって、さあ仕事ということになったらお休みなので、何か考えておられるんですか。</p>
教育部長	<p>先週、市役所のほうに研修担当と課長が講師として、1時間の研修を行いました。また、府のほうからの新任の初任者研修は、あらかじめ送られてきたDVDを学校ごとで決めた時間にその動画を視聴し、感想等まとめて提出という形が1回目の研修となっており、一同を集めての研修をなくした形の研修が進められています。</p>
吉村委員	<p>あおぞらの場合の給食のニーズというのはどうなんですか。何か出てきているんですか。要するに給食をぜひやってくれというような、そういう話は出てないんですか、</p>
こども家庭課長	<p>今のところ、弁当の対応でしています。もちろん給食を提供できればとても助かるというお声はあるかと思います。</p>
吉村委員	<p>テレビ報道とかあるようなこども食堂がないと食べていけないという子どもは、高石では今のところ大丈夫だということなんですよ。</p>
こども家庭課長	<p>今、特に自粛の傾向が広がってますので、やはりたくさん集まる密の状態が出てきますし、そんなに広いところでないところが多いので、休止している所が多いと聞いています。</p>

吉村委員	<p>公共料金等も、収入が減った世帯は支払い猶予とかありますので、学校でも給食費、今、徴収方法が変わりましたけれども、やっぱりしばらく収入が落ちた家庭は、ちょっと出せないという子が出てくると思うので、その辺の猶予も考えていかないといけないのではないのでしょうか。</p> <p>どうしてもインフラを支える方々が働いているんですけども、それ以外、やはりパート、非常勤、派遣の人たちも、今、仕事がなく、家にいて、子どもたちを面倒見てるといふ家庭もあるので、そういうところはやはり収入が減るので、ちょっと今後、しばらくしてからでしようけれども、給食費の問題はまた出てくるかもしれませんので、早めに対応しといたほうがいいのではないかなと思います。</p>
佐野委員	<p>給食費は、就学援助費という制度があると思うんですけども、あれは途中でも可能でしたか。間に合わないですね。</p>
西中委員	<p>何かまた市独自のそういう支援というのは考えておられるのでしょうか。各自治体でいろいろ、特にいろんなお金の面で打撃を受けるところにある程度支援をしてあげるといふようなことは、教育だけに限らず、いろいろ考えておられるんですね。</p>
木寄教育長	<p>それも全庁的な話ですので、これは政策推進部のほうが中心となって話をされることだと思いますけれども、今のところ、市としての特別な支援策、ホームページに出てます支援策といひましようか、そういう補助の申請のご案内とか、それは出ているんですけども、市独自としてどうするというのは、今のところ、私はちょっと聞いていません。</p>
教育部長	<p>2点目については、この休業期間の授業をどう回復していくかという問題で、4月の授業の欠けた日数が16日あり、7日から開始、再開した日数ですが、再開をしようが、休業が延長しようが、この後のことを入れると、夏休みでは回復は絶対できないと考えていますが、この16日間は、夏休みの短縮もやむを得ないかなということでも案も考えました。やはり、夏休みを全部なくすというのは、子供にも学校の教員にもいろんな家庭の予定もありますので、これはもう負担にしかならないということで、最低、夏休みに16日ほど確保して、欠けた分を夏休みの短縮として授業を行えたらと考え、1学期を8月7日まで延ばす。そして、2学期を通常は8月28日からになっていますが8月24日月曜日から開始という形でいくと16日分が回復できると考えています。残りのこれからの延長については、先ほどありましたオンラインのネット授業開始を9月というのを加味しながら、それから再開をしたときに、授業時間を6時間を7時間にするとかで少しずつ回復をしていくしかないかなと考えています。</p> <p>長期化すると、中3以外については、2年間で回復していくことも考えていかないといけないと思っています。やはり子供の健康なこと、感染リスクを一番防ぐという観点でできるだけ考えていきたいとは思っています。ただ、再開についても、小学校の6学年一斉で授業が再開できるのか、中学校の3年生、3学年が一斉にできるのか、3密を考えたら絶対に不可能なんです。そういうふうな部分でいうと、3密を回避する方法についても、我々の事務局としては、案を考えていますが、学校の校長や教頭に管理職の研修として、再開をすると見越してどう進めていくかを休業期間中に考えてほしいという課題を与えていますので、それらの提案も踏まえながら、事務局としては5月7日再開以降のことは考えていきたいとは思っています。</p> <p>今、お示ししました夏休み短縮について、意見をいただいたうえで</p>

	了承いただけたらと思っています。
西中委員	これ、土曜日もあるんですか。 16日は、確保はできるんですか。
教育部長	土曜日は、原則的にしません。資料の斜めの部分でちょうど16日は確保できます。土日や7月に東京オリンピックが予定されておった分の4連休についても除いています。
西中委員	これ、いわゆる欠けた分をスライドして夏休みに持ち込むということなんですが、授業の中身もある程度重点的なものに絞るとか、何かそういう対応は考えておられないんですか。
教育部長	授業のほうについては、期間を設けた中で、教育課程の中身については、学校の校長の編成権もありますので、我々のほうから示すことは考えておりません。当然、その授業期間の中で、学校の小学校の低学年については、例えば6時間をするのか、後半は5時間ぐらいで十分であるという場合であったら、それは学校で考えていただくというふうには考えています。給食はずっと実施していく方向で考えております。
西中委員	夏の暑いときですから、いろいろ時間数をある程度軽減して、内容を考えていくことは学校ごとに対応を任せるということですか。
教育部長	7小学校と3中学校ですので、極端な差が出てもらっても困るので、ただ、幸いに本市の場合、教室には全て空調も完備しているので、熱中症についても気をつける範囲でもありますが、おおむね時間的にこの4月の抜けた分については回復できるような形で授業をしたいと考えています。
西村委員	中3の自習が一番の課題と書いてますけど、何か具体的にはどういうことをするとか、休みが長いほど差がでると思いますので、その辺は何か具体的に考えてますか。
教育部長	中3についても、夏休みこれ以上先行して授業をすることについても、中学校の校長に意見を聞きましたが、全学年統一させてほしいと。中3について再開をしたら、通常の授業の中で時程を延ばしたりやっっていく形で考えている。仮に、その中3の一番課題は、入学試験の制度がゴールになるので、そこに、まず自習範囲をどうしていくかということについて、府教委の入試制度も加味しないといけないので、今のところ我々の中で方針がまだ立て切れてないという実情もあります。当然、入学試験の中での範囲が縮められたら、その中で、要するに自習して、あとは高校の中で補っていくのであればそういうふうなことも可能だと思います。やっぱり中学校の3か年の課程を全部しなさいというふうな形であれば、そういう対応で授業をやっっていくということも出てきます。これは中学校のほうとしては非常に悩ましい課題であり、仮に、再開したときの3密の話が出ましたが、中1、中2は3密を解消してやっけていきますが、中3だけはどうしても6時間授業を全学年、全クラスでやっけていかないと、3密を言うてられないという状況が出てきます。そうなったときの健康のリスクはどうかという部分を今後、再開までに検討していかないといけないということを今、我々も学校とも話をしているところです。
木寄教育長	最後に、夏季休業期間の変更ですね。これは例規の諸規定に載っていると思うんですが、これは具体的にどんな手続になるのか、そこだけ説明お願いできますか。
学校教育課長	本来、夏季休業期間ですので、手続としては、学校から夏季休業期間における届出を出してもらって、もともとの休業期間における授業の実施という形の手続を取ります。ただし、これは学校の管理運営規

	<p>則上、本市においては、1学期、2学期の期間が定められています。その整合はなかなかこの日程では図られない場合もありますので、それについては、保護者、子供たちが1学期の評価、2学期の評価と分かりやすいような方向で考えていますので、そのあたり、学校とも相談しながら、随時、今後、詳細については詰めていきたいと考えています。</p>
木寄教育長	<p>今は5月6日まで一応臨時休業ですね。多分、4月の下旬になると府教委さんのほうから5月7日以降どうするんだという方向性はこの後出てくると思うんです。最悪、もう1か月間延長しますとなった場合、今、部長のほうで説明された16日間短縮というの、また変更調整というのあり得るといふ解釈でいいんですか。</p>
教育部長	<p>あり得る可能性というか、もうこれ以上縮減は、多分無理と思います。私は、やっぱり教育的な観点でいうと、夏休みの16日ぐらい確保は必要と考えていますので、もうこれ以上延長になったときに、最悪出てくるのは、先ほど言った中3をもう少し先行するかぐらいで、残りの学年は、もうこの期間で夏休みの短縮をこれでとどめておくのが限界かなと考えておるところです。</p>
西中委員	<p>近隣の市町村との足並みというか、ほかは授業をやっているのに、みたいなのがあると思うので、そういう情報とかはあるんですか。</p>
教育部長	<p>現時点で、夏休みは短縮せざるを得ないというのは、3市1町の各教育委員会の事務局に話は聞いていますが、各市町とも公表はされていません。公表されているのは、泉南市と摂津市で、もう既に夏休みは短縮するというのを公表されて、授業を実施するとしています。泉南市は、20日からと聞いています。</p>
木寄教育長	<p>当然、その期間短縮ということになれば、保護者の皆様方にやはり正式な通知は要ると思うんです。教育委員会としての考え方、これはいつの時点で、どういう方法でやられるというのは、何か、現時点で何かありましたら。</p>
教育部長	<p>ここで了承していただきましたら、速やかな形で公表のほうの手続に入らせていただきます。5月の広報紙、ホームページ等のほうにも載せ、進めていけたらと考えています。それから、再開か再開でないかというときに、ポスティングという形もあると思うので、夏休みの短縮が決まったということの通知は、できるだけ早く保護者にも届けたいと考えています。</p>
西中委員	<p>今のポスティングという話あったけれども、それはメールで解決できないのですか。</p>
教育部長	<p>実際にもう2回、3回、教員は、ポスティングやっています。メールについては、全員登録できていません。ポスティングが一番確実に、学校はポスティングを行っています。</p>
西中委員	<p>ポスティングは、メールに加入していない人にだけするんですか。それとも全員に。</p>
教育部長	<p>今までは、全員やっています。今回も、始業式は分散でやり、ただし、登校日は設けませんという通知についても、大半の学校はポスティングしています。</p> <p>今回、始業式については、特に小学校1年生と中学校1年生の住所は我々しか持ってなかったもので、入学式を行うことの連絡は、全部、郵送させていただきます。メールでは補い切れないところもあるので、ポスティングも含めて、学校は必ず周知するということです。</p>
西中委員	<p>いや、ポスティングは非常に結構なんですけれども、何とかメールで処理、先生方も、労力も大変やし、ペーパーとメールと両方でいっ</p>

	<p>ているということで、いろんな家庭があるから、できるだけこういうITの社会ですから、メールで処理できるような形で何とか調査を進めて、今後いければ、何か、今回はちょっと無理かもしれないけれども、やっぱりそういう世の中にしていかんといかんのじゃないかなと、私は思うんです。</p>
教育部長	<p>そのあたりも含めて、入学式の説明会等については、今回のこういう機会もあったので、メールの加入率を上げることを学校は努力されています。今まで90%ぐらいのところは、100%に近づけるため、保護者への説明も各校やっていますので、その中で、今、メールの加入率がどこまでいってるかは、各学校しか分かりませんが、できるだけ一斉メールのシステムがあるので、それで保護者のほうには伝わるように努力はしているところです。</p>
佐野委員	<p>こうして夏休みも短縮されるわけですし、あおぞらさんの応援も含めて、先生方に非常に頑張ってもらっている。とてもありがたいんですけども、この期間、やっぱり便利なものをきちっと使って、あまり無駄いうたら語弊があるんですけども、その辺、保護者にきちんと周知をして、先生方にあまり負担がないようにしてあげないと、もう何もかも学校現場に押しつけてくると、先ほどから申していますように、私も、やっぱり持続可能な学校運営というふうなことをやっぱり私たちが現場も考えていかないといかんと思うんです。だから、現場の先生方は、もう夏休みは短くなるというふうな覚悟はされていますけれども、それにやっぱり甘えてばかりはいけません。やっぱり働き方改革をきちっと筋道を立ててして、頑張ってもらったときは頑張ってもらっていただく。だけど、在宅ワークなどをふんだんに取り入れて、出勤しない日をたくさん作るということをきちっと管理職が職員に徹底してあげないと、学校の先生はもう基本的に真面目やから、皆さんやっぱり頑張るんで、もうその辺、在宅ワークができればやすいように指導してあげて、学校の改革を進めるということも大事。それはもちろん子供の命も学力の保証もものすごく大事ですけども、その辺の削れるものは削る、必要なものは大事にしていくということで、めり張りをつけた学校運営をお願いしたいと思います。</p>
木寄教育長	<p>それでは、本件につきましては、議決事項ではございませんので、先ほど事務局のほうからご説明のありました期間、夏季休業期間を8月8日から8月23日までに短縮をするという説明がありました。各委員のほうからも意見を頂戴しました。それらを総合的に勘案しながら、説明のあった短縮の期間で教育委員会として了解とするという結論でよろしいですか。</p>
各委員	<p>了解</p>
木寄教育長	<p>それでは、委員の皆様方からご了解いただきましたので、夏季休業期間につきましては、8月8日から8月23日までに短縮をするということで決定をされました。</p> <p>今後できるだけ速やかに保護者の方に連絡、それからホームページ等の掲示・広報に努めていただきたいと思います。</p> <p>最後、簡単に申し上げますけれども、3月2日からずっと休業期間が続いております。最短で今のところ5月6日までということで、私もいろんなお母さん方と話をお伺いしました。その中で学力の遅れも、当然これはもちろん一番心配は心配なんですけども、もう一つは、やっぱり子供たちの肉体的、精神的な疲労、これがもう日に日に目に見えて増しているという声をたくさん聞きました。不要不急の外出を自粛していることで、お母さん方としては、軽い運動いいですよとはい</p>

うものの、積極的にそういうこと言いますと感染が心配ということで、本当に板挟みになってるという声も聞きました。

それで、松田課長のほうからも家庭訪問されているというお話も伺っていましたが、そういった中で、やはり子供たちの状況把握、精神的にどうなっているのか、恐らく体も動かしてない、肉体的にもストレスがたまっているといういろんな状況がある中で、そこは回られた際にしっかりと、注意深く様子をしっかりと聞いていただいて、5月7日からもし再開ということであれば、できる限りスムーズな形で学校のほうに来ていただくような環境づくり、フォローをしっかりとしていきたいなと思っています。

それと、学童保育とか、それから保育所がありますとか、幼稚園の預かり保育、これにつきましては、今現在も開園をしておりますので、大事な子供さんを我々お預かっているわけですから、教員もそうですし、我々の職員もそうですけれども、これはもうその各所属のほうから通知は行っていると思いますけれども、日頃の体温チェックなど、しっかりとした感染対策、健康チェック、これをしながら業務に当たって、大事なお子さんを預かりするということを、再度徹底をお願いしたいなと思っています。

本日は、これで閉会とします。